

獣医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第15号

獣医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

獣医師修学資金貸付条例施行規則（平成3年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(償還の免除の額)</p> <p>第11条の2 条例第11条第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる修学資金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一般修学資金 次に掲げる従事期間の区分に応じ、次に定める額を合算した額</p> <p>ア 条例第10条第1項第2号に規定する試験（以下「試験」という。）に合格した後直ちに県において獣医師の業務に従事した期間 当該期間を貸付期間の<u>1.5倍</u>に相当する期間で除して得た数値を償還債務の額に乗じて得た額</p> <p>イ アに掲げる期間以外の従事期間 当該従事期間（県等において獣医師の業務に従事した最初の日から<u>貸付期間の1.5倍に相当する期間</u>が経過する日までの間にあるものに限る。）を<u>貸付期間の1.5倍に相当する期間</u>で除して得た数値を、70,000円に貸付期間の月数を乗じて得た額に乗じて得た額（一般修学資金の貸付金額の総額が70,000円に貸付期間の月数を乗じて得た額に満たない場合においては、当該従事期間を<u>貸付期間の1.5倍に相当する期間</u>で除して得た数値を償還債務の額に乗じて得た額）</p> <p>(2) 特別修学資金 試験に合格した後直ちに県等において獣医師の業務に従事した期間を<u>貸付期間の1.5倍に相当する期間</u>で除して得た数値を償還債務の額に乗じて得た額</p>	<p>(償還の免除の額)</p> <p>第11条の2 条例第11条第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる修学資金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一般修学資金 次に掲げる従事期間の区分に応じ、次に定める額を合算した額</p> <p>ア 条例第10条第1項第2号に規定する試験（以下「試験」という。）に合格した後直ちに県において獣医師の業務に従事した期間 当該期間を貸付期間の<u>2分の3</u>に相当する期間（<u>一般修学資金の貸付金額が月額120,000円を超える貸付期間がある場合</u>にあっては、<u>当該貸付期間の3分の5に相当する期間と一般修学資金の貸付金額が月額120,000円以下である貸付期間の2分の3に相当する期間</u>とを合算した期間。以下「<u>基準期間</u>」という。）で除して得た数値を償還債務の額に乗じて得た額</p> <p>イ アに掲げる期間以外の従事期間 当該従事期間（県等において獣医師の業務に従事した最初の日から<u>基準期間</u>が経過する日までの間にあるものに限る。）を<u>基準期間</u>で除して得た数値を、70,000円に貸付期間の月数を乗じて得た額に乗じて得た額（一般修学資金の貸付金額の総額が70,000円に貸付期間の月数を乗じて得た額に満たない場合においては、当該従事期間を<u>基準期間</u>で除して得た数値を償還債務の額に乗じて得た額）</p> <p>(2) 特別修学資金 試験に合格した後直ちに県等において獣医師の業務に従事した期間を<u>基準期間</u>で除して得た数値を償還債務の額に乗じて得た額</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。